

遺族給付について



被保険者（組合員）が在職中または退職後に死亡したときには、その遺族に対して「遺族厚生年金」が、子のいる配偶者または子が遺族となる場合は「遺族基礎年金」があわせて支給されます。

平成27年9月以降に組合員期間を1月以上有する方が死亡したときには「遺族共済年金（経過的職域加算額）」も支給されます。



(注) 中高齢寡婦加算とは、中高齢の子のない妻に対する加算をいいます。

①40歳以上65歳未満の妻に対する加算（中高齢寡婦加算）

遺族厚生年金の受給権者である妻であって、その権利を取得した当時40歳以上65歳未満であるときは、遺族厚生年金に一定額の加算があります。

なお、子のある妻については、妻の年齢が40歳以上であれば、子が18歳（障害状態にある子は20歳）の誕生日の属する年度の年度末に達して遺族基礎年金が支給されなくなった月から、一定額の加算があります。

次ページ支給要件④に該当することにより支給される遺族厚生年金の場合、厚生年金の被保険者期間が合算して20年以上に限ります。

②65歳以上の妻に対する加算（経過的寡婦加算）

左記①を受けている妻が65歳に達すると、中高齢寡婦加算は打ち切れ、老齢基礎年金が支給されます。

昭和31年4月1日以前に生まれた妻については、国民年金の加入期間が短いため、老齢基礎年金の額が中高齢寡婦加算の額より低額となる場合があります。そこで、65歳以上になっても、その者の受ける年金の額が低下しないよう、生年月日に応じて遺族厚生年金に経過的寡婦加算が加算されます。

遺族の範囲と年金支給の順位

遺族とは、被保険者（組合員）または被保険者（組合員）であった者の死亡の当時、その者によって生計を維持（原則として同居）していた者のことをいいます（収入等の要件もあります）。

遺族厚生年金と遺族基礎年金の遺族の範囲および年金支給の順位は次のとおりです。

遺族厚生年金

① 配偶者*および子

（子については、18歳の誕生日の属する年度の年度末に達していない未婚の子、または20歳未満で障害等級が1級か2級の障害の状態にある未婚の子）

② 父母*

③ 孫

（18歳の誕生日の属する年度の年度末に達していない未婚の孫、または20歳未満で障害等級が1級か2級の障害の状態にある未婚の孫）

④ 祖父母*

※夫・父母・祖父母は死亡当時に55歳以上の者が遺族となります。

遺族基礎年金

① 子のある配偶者

（18歳の誕生日の属する年度の年度末に達していない未婚の子、または20歳未満で障害等級が1級か2級の障害の状態にある未婚の子を持つ配偶者）

② 子

（18歳の誕生日の属する年度の年度末に達していない未婚の子、または20歳未満で障害等級が1級か2級の障害の状態にある未婚の子）

（注1）子については、被保険者（組合員）または被保険者（組合員）であった者の死亡の当時、胎児であった子も含まれます。

（注2）子に対する遺族厚生（基礎）年金は、配偶者が遺族厚生（基礎）年金を受給している間は支給が停止されます。

支給要件

遺族厚生年金と遺族基礎年金の支給要件は次のとおりです。

遺族厚生年金

次のいずれかに該当したときに、その者によって生計を維持していた遺族に支給されます。

① 被保険者（組合員）が在職中に死亡したとき

② 退職後に被保険者（組合員）であった間に初診日がある傷病が原因で、初診日から5年以内に死亡したとき

③ 障害等級1級または2級の障害厚生年金等の受給権者が死亡したとき

④ 老齢厚生年金等の受給権者（保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が25年以上である方に限る。）または被保険者（組合員）期間等が25年以上ある者が死亡したとき

（注）遺族厚生年金の①②の場合は、死亡日の属する月の前々月までの被保険者（組合員）期間のうち、国民年金の保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間を合わせた期間が3分の2以上必要です。

遺族基礎年金

次のいずれかに該当する者が死亡したときにその者によって生計を維持していた遺族に支給されます。

① 国民年金の被保険者

② 国民年金の被保険者であった者で、死亡日に日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の者

③ 老齢基礎年金の受給権者（保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が25年以上である方に限る。）またはその受給資格を満たしている方

（注）①、②の者の場合は、一定の保険料の納付要件を満たしていることが必要です。

年金払い退職給付（退職等年金給付）における遺族給付

1年以上引き続き組合員期間を有する組合員または組合員であった方が死亡した場合（有期退職年金の支給期間が終了している場合を除く）、その者の遺族へ遺族一時金が支給されます。※遺族の範囲は、遺族厚生年金と同様

なお、組合員または組合員であった方が公務障害により死亡した場合（通勤災害を除く）等の受給要件を満たした場合、公務遺族年金を受給することができます。

ただし、同一事由による遺族一時金と公務遺族年金の受給権を併せて有することとなったときは、いずれか一方のみを選択し受給することとなります。

10月に年金払い退職給付に係る基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率の値が変わります

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに基準利率や年金現価率等に関する情報を掲載しています。

今後、これらの率についての関連情報等を掲載していきますので、是非、ご覧ください。

<https://www.chikyoren.or.jp/>（地方公務員共済組合連合会トップページ）

トップページの「年金関連情報⇒年金財政関係⇒年金払い退職給付（退職等年金給付）」

⇒地共連の定款で定める事項（基準利率等）」からご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会

検索

地方公務員共済組合連合会

お問い合わせ先 年金課 ☎048-822-3307